

平成 28 年 12 月 27 日

各位

会 社 名 株式会社コメダホールディングス
代表者名 代表取締役社長 白井 興胤
(コード：3543 東証・名証第1部)

仮処分命令の発令に関するお知らせ

当社 100%子会社の株式会社コメダ（以下「コメダ」といいます。）は、株式会社ミノスケ（以下「㈱ミノスケ」といいます。）を相手取り、㈱ミノスケによるマサキ珈琲中島本店（和歌山市中島 546-1 所在）の営業は、関西地方におけるコメダ珈琲店の郊外型店舗と酷似した店舗外装、店内構造及び内装等を用いて行われており、不正競争防止法（以下「不競法」といいます。）の定める不正競争行為に該当することを理由として、それらの店舗外観等の使用差止等を求める仮処分命令申立を行ってまいりました。今般、店舗外装、店内構造及び内装にかかる部分について、不競法 2 条 1 項 1 号並びに同法 3 条 1 項に基づき、コメダの申立を認める仮処分命令が発せられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 仮処分命令を発令した裁判所等に関する記載

裁判所：東京地方裁判所民事第 29 部
申立日：平成 27 年 5 月 14 日
発令日：平成 28 年 12 月 19 日
事件番号：平成 27 年（ヨ）第 22042 号

2. 仮処分命令の相手方（債務者）

株式会社ミノスケ（本社：和歌山県和歌山市、代表取締役：西村昌紀）

3. 仮処分命令の内容（「債権者」はコメダを、「債務者」は㈱ミノスケを指します。）

- ①債務者は、飲食店営業上の施設として、別紙債務者表示目録記載 1 の店舗用建物を使用してはならない。
- ②債務者は、債務者の占有する印刷物において、前項の店舗用建物の写真及び絵を使用してはならない。
- ③債務者は、別紙ウェブサイト目録記載のウェブサイトにおいて、前項の写真及び絵の画像を使用してはならない。
- ④本件申立てのうち、その余の部分を却下する。
<以下省略。上記原文のまま。>

4. 仮処分命令申立・発令までの経緯

コメダは、以前(株)ミノスケからコメダ珈琲店のフランチャイズに加盟申請があった際、諸般の事情からこれをお断りしました。その後、(株)ミノスケはマサキ珈琲中島本店を開業しました。コメダとしては、これがコメダ珈琲店の郊外型店舗と酷似する店舗外装、店内構造及び内装並びに什器・備品を用いたものであるとの理由で、(株)ミノスケに対して当該行為を中止するよう書面で申し入れました。しかし交渉に進展はなく、コメダは、やむなく平成 27 年 5 月 14 日、東京地方裁判所に、(株)ミノスケのマサキ珈琲中島本店の営業行為が、コメダの著名若しくは周知性を有する営業表示を使用した不正競争行為に該当することを理由として、その使用差止等を求める仮処分命令の申立をするに至りました。

東京地方裁判所は、平成 28 年 12 月 19 日付にて、店舗外装、店内構造及び内装にかかる部分について、コメダの申立を認め、不競法 2 条 1 項並びに同法 3 条 1 項に基づき、上記 3 のとおりの仮処分命令を発令いたしました。

5. 今後の見通し

コメダは、上記の仮処分命令の申立と同時に、東京地方裁判所に、(株)ミノスケを相手取って、上記仮処分命令の申立と同様の差止及び損害賠償を求める本案訴訟を提起しており、現在もその審理が行われています。こちらについても、引き続きコメダの主張が認められるよう注力して参ります。

6. 当社業績への影響

本件による当社平成 29 年 2 月期の連結業績への影響はありません。

【ご参考】 コメダ珈琲店及びマサキ珈琲の外観写真



【コメダ珈琲店岩出店】



【マサキ珈琲中島本店】

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社コメダ 広報担当 052-936-8880